

児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

子ども達を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、児童生徒の健全育成に当たっては、児童生徒一人一人の規範意識や自律心を高め、社会的自立を進めていくことが重要な課題になっている。

また、問題行動の背景・要因には、家庭の養育上の問題、児童生徒本人に関わる問題、社会環境の有する問題などが指摘されているが、同時に学校においては、児童生徒の実態や社会の変化に応じた生徒指導体制の在り方が問われている。



生徒指導体制を確立し、組織的な生徒指導を進めるためには、児童生徒の発達段階を踏まえた生徒指導規程等を整備し周知するとともに、問題行動を起こした児童生徒には、毅然とした対応を行うことが大切である。

2 生徒指導規程等の整備と周知等について

現代社会においては、高度情報化、都市化、少子化にともない「価値観の多様化」がますます進行している。

このような状況の中、学校には、説明責任が課せられており、社会や子どもの変化に柔軟に対応しつつ、学校における教育活動や指導が一般社会と乖離していないか点検することが重要となっている。

また、児童生徒の問題行動や非行に対しては、各学校の生徒指導の基準となる生徒指導規程等をあらかじめ整備し、この規程等に基づき「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という学校としての姿勢を明確に示すことが大切である。

さらに、生徒指導規程等を児童生徒や、

保護者等学校関係者に周知徹底することが望ましい。

(1) 生徒指導規程等について

各学校においては、「どのような児童生徒を育てたいのか」という明確な児童生徒像と確かな理念を児童生徒及び保護者に示すとともに、児童生徒の問題行動に係る指導項目や指導方法を明確にしておくことが大切である。

ア 表記すべき項目等について

生徒指導規程等には、その目的を明確に示すとともに、「学校生活に関すること」(登下校、欠席、遅刻、早退、外出、授業規律、制服、身なり、不要物や携帯電話の持ち込みなど)、「校外での生活に関すること」(交通安全、運転免許証の取得、アルバイトなど)、「特別な指導に関すること」(指導対象となる問題行動、反省指導の形態・実施方法、反省期間中の留意事項、反省期間の目安など)について表記しておくことが望ましい。【別紙1】参照

イ 特別な指導の期間について

生徒指導規程等に基づく特別な指導を実施する際は、児童生徒に自ら起こした問題行動を反省させ、より良い学校生活を送るための方法を考えさせ、実行させるよう指導することが大切である。

また、特別な指導の期間についての計画や目安を児童生徒や保護者に事前に伝え、児童生徒への動機付けを行うとともに、反省への展望を与えることが重要である。



指導に当たっては、示している標準

例を参考に、児童生徒の反省の状況やこれまでの指導の経過等を踏まえ、指導期間を定めることが必要である。

一方、特別な指導を実施するに当たり、標準例を形式的に当てはめたり、目的が曖昧なまま、長期間行うことは望ましくない。

(2) 生徒指導規程等の整備について

各学校が主要課題や児童生徒の実情に応じた生徒指導規程等を整備し、明確に示すとともに、「なぜ、そのような生徒指導規程等を定めているのか」についても、丁寧に説明する必要がある。

各学校がそれぞれ生徒指導に係る指導基準を明確にすることで、教職員個々の指導に温度差が生じにくくなるとともに、児童生徒や保護者が学校の指導に対して不公平感を持ちにくくなる。

(3) 生徒指導規程等の周知について

生徒指導規程等については、児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学者説明会、PTA総会などで直接説明することに加え、各学校のホームページに掲載したり、生徒指導だより等を活用したりするなど、機会をとらえ繰り返し周知することが望ましい。

生徒指導規程等を積極的に児童生徒、保護者等学校関係者に公開することで、児童生徒を指導する学校の考え方や方法を明示できるとともに、指導の透明性も確保することができ、児童生徒、保護者に安心感を与えることができる。

3 組織的な生徒指導体制の在り方について

今日のように変化の激しい時代の中にあつて、各学校には問題行動等の未然防止や生徒指導上の問題が発生した場合の適切な指導など、児童生徒の健全な成長・発達を育む組織的な生徒指導体制の確立が一層求められている。

(1) 生徒指導目標の設定に係る留意事項について

学校の経営目標を達成するために、各学校の生徒指導上の諸問題の数量的な分析も踏まえて、生徒指導に係る達成目標や求める児童生徒像を明らかにするとともに、それらに向けて教職員がベクトルの向きを揃えて取り組むことが重要である。

特に、目標を設定するに当たっては、次のことに留意する必要がある。

ア 目標を具体的に設定すること

目標設定には、

- 「何を」（目標項目の明確化）
- 「いつまでに」（スケジュールの検討）
- 「どうやって」（方法の明確化）

○「どの程度」（測定可能な達成基準）

など、具体性があり、達成するためのプロセスを明確にしておくことが有効である。こうすることで、教職員の意欲や効力感を引き出すことができる。

イ 目標の難易度が適切であること

目標が安易過ぎたり、困難過ぎるとその目標を達成しようとするモチベーションが上がらないという指摘がある。

努力すれば達成できる目標を設定し、その達成に向けて常に働きかけることが大切である。

ウ 目標を重点化して設定すること

網羅的な目標設定ではなく、各学校の状況を踏まえ、重要度や緊急度に応じて、目標を重点化して取り組むことが大切である。

(2) 教職員の役割の明確化について

生徒指導を組織的に進めるためには、指導に当たる個々の教職員の役割を明確に示すことが大切である。

個々の教職員の役割が明確にされていないと、特定の教職員に負担が集中し、結局一部の人材に依存してしまうなど、組織的な指導ができない状態に陥りがちである。

各学校においては、生徒指導主事等が率先垂範し、模範を示すことも大切であるが、組織的な生徒指導を進めるに当たっては、関係する教職員自身がどのような場面でどう行動すればよいのか、全体との関わりはどうかなどについて役割を意識し、それぞれの責任を自覚して取り組む必要がある。

(3) 一貫性のある粘り強い指導について

児童生徒の規範意識を醸成するためには、すべての教職員が曖昧な態度で指導することなく、一貫して「『当たり前にするべきこと』を『当たり前のこと』として徹底して指導する」必要がある。

また、児童生徒に「他人に迷惑をかけること」「約束を守ること」「時間を厳守すること」など最低限のルールやマナーを遵守させるためには、教職員が自ら範を示しつつ、毅然とした態度で繰り返し粘り強い指導をする必要がある。

さらに、このような毅然とした指導に加えて、なぜ問題行動を起こしたのかなど、児童生徒の内面の問題に真剣に向き合うとともに、発達段階や能力、意欲に応じて「見守り」や「受容」の姿勢を持ち、児童生徒を理解しようとする姿勢も必要である。

4 各学校段階における生徒指導体制の在り方について

家庭や社会が急激に変化しつつあり、それに応じて児童生徒も変化している現在、生徒指導体制の点検、見直しは、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で共通して求められている。

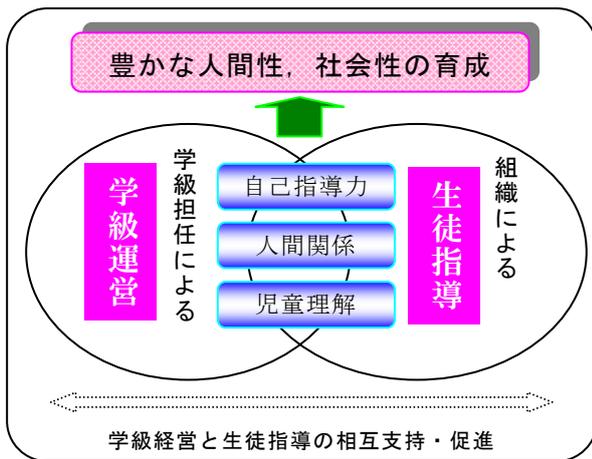
(1) 小学校の生徒指導体制

小学校においては子ども自身が規範意識を高める取組を進めるとともに、子ども達が安全に、安心して学び、生活することのできる環境づくりを推進する観点から、特に、次の事項に取り組むことが重要である。

ア 学級運営と生徒指導の相互支持・促進による生徒指導体制の充実

学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互に補完し合って学校全体としての生徒指導の充実・強化を図ることが必要である。
(**相関図参照**)

【学級経営と生徒指導の相関図】



イ 児童理解の深化と規範意識の育成

規範意識を育成する上で、児童理解の充実は重要な要素である。

子どもの内面を揺り動かす指導や規範意識の内面化を促すためには、児童の心や行動の実態を十分に把握することが重要である。

また、児童の規範意識を育成するためには、個々の学級で取り組むだけでなく、学年・学校全体として取り組むことが大切である。さらに、社会的なルールやマナーの意味や大切さを子ども自身が実感できるよう学校の生徒指導体制を確立する必要がある。

(2) 中学校の生徒指導体制

中学生期は第二次性徴の出現など固有の発達課題があることを踏まえた指導が

必要である。

したがって、生徒一人一人が自己を見つめ、自分自身と向き合うなど自我を確立し自律できるよう、生徒が気軽に相談できる環境や教職員が複数の視点できめ細かく見守ることができるような校内体制を整備する必要がある。

ア 生徒個々に対するきめ細かな指導体制と規範意識の育成

生徒個々に対するきめ細かな指導体制

個々の教師が個人で判断し、対応するのではなく、校種間、学校間や関係機関等との連携などにも留意して多面的に情報を収集し、協働的に指導・援助することが大切である。

規範意識の育成

学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという認識に立ち、学習環境の整備や学校内の規律の維持に取り組むとともに、学校と家庭が役割分担を明確にして取り組むことが大切である。

イ コーディネーターの機能を生かした生徒指導体制の充実

学校内において課題解決に向けた協同的な取組を行うためには、生徒指導主事が協同体制の中核となり、コーディネーター（調整役）としての役割を果たすことが重要である。

(3) 高等学校の生徒指導体制

高校生が社会的自立を進めていくためには、生徒指導そのものを広く社会的視野に立ち、「生きる力」をどうはぐくむかという指導として捉え直すことが必要である。それは、社会的ルールやマナーの尊重の上に、自己選択と自己責任を行使する生き方を求めることである。

ア 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実

客観的資料やデータを基に教職員の共通理解を図り、その上で、各学校の教育目標と生徒指導の関連性を明らかにし、全体構想を立て実践することが大切である。



イ 法令等に関する指導と規範意識の向上

個人の自由と責任や権利と義務の意義についての自覚を一層深める指導を行うとともに、生徒の問題行動と関係法規との関係を明確にし、生徒に対して「社会の一員」としての責任と義務を指導していくことが重要である。

また、校則について、生徒会活動などの特別活動をはじめとするあらゆる教育活動において、生徒に自ら考えさせたり、討議させたりするなど自律性を高める工夫も不可欠である。

ウ 懲戒処分の適切な運用

法的効果を伴う懲戒処分が学校長に認められていることは、高等学校の生徒指導の大きな特質であるが、懲戒処分の適用を検討している生徒について、それまでの生徒指導措置状況を方法・内容面や効果面等から評価・検討した上で、適切かつ効果的に実施する。

5 問題行動を起こした児童生徒への対応について

生徒指導規程等に示した指導項目に違反する行為があった場合、問題行動の事実を明確にするとともに、あらかじめ定めた指導基準、指導方法に従い、毅然とした対応を行うことが大切である。

また、指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、すべての教職員間の共通理解を図った上で、一貫性のある粘り強い指導を行うことが重要である。

(1) 適切な初期対応について

- ア 冷静に対応すること
- イ 原則として、複数の教職員で対応すること
- ウ 客観的な事実（何がいけないのか）をその場で自覚させること
- エ 事実の認識に齟齬が生じないように、その場で状況を確認し、明確化すること
- オ 喫煙等の指導の際は、タバコ・ライター等をその場で出させ預かること
- カ 初期対応した教職員は生徒指導部等に速やかに報告すること
- キ 可能な限り短時間で対応すること



不適切な対応

- 推測を伴った発言や児童生徒の人格を否定する発言を行うこと
 - 体罰等の暴力的な対応を行うこと
- ### (2) 事実確認のポイントについて

【別紙2】参照

事実確認は、問題行動に係る事実を明確にすることで、児童生徒自らが間違った行為を自覚し、改善へ結びつけるためのものである。



- ア 原則として、複数の教職員で対応すること
- イ 児童生徒一人一人個別に行うこと
- ウ 問題行動そのものだけでなく、そこに至る経緯等 5W1H を丁寧に聴き取ること
- エ 複数の児童生徒が関わっている場合は、事実を付き合わせ、一致するまで行うこと
- オ 事実経過について当該児童生徒に自書させること

6 保護者との連携の在り方について

生徒指導上の諸問題への対応をはじめ、薬物乱用防止教育、非行防止教育、安全で安心な学校づくりなどを幅広く進めていくためには、学校が積極的に学校の課題等を公表するなど、生徒指導に関する保護者の理解と協力を促す工夫が必要である。

効果的な家庭訪問のポイント

(1) 日常的な連携について

問題行動発生後の対応のみならず、児童生徒の状況(望ましい行動を含む)を積極的に保護者に伝えるなど、日常的な連携を行うことや2(3)に示す生徒指導規程を繰り返し周知することで保護者の理解と協力が得やすくなる。



(2) 連携方法等について

児童生徒の問題行動で保護者と連携するに当たって、保護者連携を担当だけに任せることなく、発生した問題行動の事案や当該児童生徒との関係性等を踏まえ、どの教

職員が保護者対応を行うことが適切であるかを判断する必要がある。

(3) 家庭訪問の目的の明確化について

児童生徒の問題行動の指導に係って、家庭訪問を行うことは有効であるが、あらかじめ目的や保護者との連携内容を明確にし、計画的に実施することが重要である。

家庭訪問の目的

- 問題行動の事実を伝える。
- 学校の指導方針等を伝える。
- 家庭での児童生徒の状況を把握する。
- 保護者の考えを把握する。 など

(4) 迅速な対応について

児童生徒の問題行動に係る保護者連携に当たっては、正確な事実や指導方針等を丁寧に説明するとともに、迅速な対応を行う必要がある。事実が不明確であったり、保護者への説明が遅れたりすることで学校に対する不信を招くことがある。

(5) 不在の場合の対応について

家庭訪問を行う際は、あらかじめ保護者と連携して日程の調整を行うが、訪問時に保護者が不在の場合には、訪問した事実を保護者に伝えるため、郵便ポスト等に訪問を伝えるメモ等を残し、後刻電話連絡してみるなどの対応も必要である。



7 警察等関係機関との連携について

児童生徒の問題行動等への対応に当たって、学校だけで問題の解決を図ることが困難な場合には、警察等の関係機関と協同して取り組む等、開かれた連携を進めることが重要である。

また、警察との連携に当たっては、問題行動発生時のみならず、定期的な情報交換や協議を行うなど、日常的な連携を行い、信頼関係をつくっておくことが大切である。

警察との連携の留意点について

(1) 各組織の役割、専門性の理解について

学校と警察がそれぞれの役割及び専門性を理解するとともに、それぞれの機能を生かしながら、子どもが社会の中で自立することができる方法を追求し、積極的な



連絡と協力を図っていくことが重要である。

(2) 組織的な連携について

学校が警察の機能、役割を十分に理解し、「どんな問題行動が起きたときに連携するのか」「いつ連携するのか」「誰が連携するのか」「どのように連携するのか」などについて、全教職員が共通理解を持ち、組織的に連携することが必要である。

(3) 主体的な取組について

連携の目的を明確にし、警察に任せきりにするのではなく、学校が主体的に取り組むことが必要である。児童生徒の問題行動に係る指導計画の中で、どの部分をどのような方法で担ってもらうことが最適なのか、学校の考え方を十分説明し、協力を求めることが大切である。

(4) 保護者との連携について

警察と連携する場合は、そのねらいを保護者に十分説明し、理解を得ることが大切である。そのために、保護者に学校に来てもらったり、家庭訪問を行ったりするなど保護者との連携を十分に行い、取組を進めることが大切である。

8 おわりに

児童生徒の規範意識を醸成するためには、指導方針について教職員に共通理解が強く求められるが、それに加え学校の方針について、保護者の理解と協力が必要である。さらに、教職員と保護者が相互に信頼し合い、両者の間に「指導のぶれ」が生じないようにすることが大切である。そのため、入学前や入学直後のできるだけ早い時期に、学校内のきまりや指導方針を丁寧に説明して、児童生徒及び保護者の理解を深めることが重要である。

また、問題行動を起こす児童生徒の指導に当たっては、あらかじめ定めた生徒指導規程を踏まえ、問題行動を安易に見逃すことなく、一貫性を持って指導するとともに、規則の違反を繰り返す児童生徒には教育相談活動等を通じて、その背景や原因の把握に努めることが必要である。

【参考文献】

- 児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）平成18年6月 文部科学省
- 「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書 平成18年5月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 生徒指導資料第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制 平成20年3月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター

生徒指導規程(例)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

～ 略 ～

(髪型)

第〇条 社会の一員としてふさわしい、高校生らしい髪型とし、次のことを禁止する。

(1) 特異な髪型(モヒカン、パンク、パーマ、アイロン、そり込み等)

(2) 染色・脱色

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

(化粧・装飾・装身具)

第〇条 次のことを禁止する。

(1) 口紅(色つきリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧類

(2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾

(3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト等の装身具

(4) 眉毛のそり落とし、睫毛の加工

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

(制服)

第〇条 校内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、学校が定める制服を正しく着用すること。

(1) 冬服 本校規定のスーツ・ネクタイ及び長袖カッターシャツ

(2) 夏服 本校規定の半袖カッターシャツ(ネクタイは着用しなくてもよい。)

2 自分の体調や季節・気象状況を自らで判断し、本校規定の制服を正しく着用すること。ただし、上着・ベスト・長袖カッターシャツを着用する場合はネクタイを必ず着用すること。

～ 略 ～

第〇章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第〇条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

① 飲酒・喫煙

② 暴力・威圧・強要行為

③ 建造物・器物損壊

④ 窃盗・万引き

⑤ 性に関するもの

⑥ 薬物等乱用

⑦ 交通違反

⑧ 刃物等所持

⑨ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)

② いじめ

③ カンニング

④ 家出および深夜徘徊

⑤ 無断免許取得(※1)および乗車

⑥ 無断アルバイト

⑦ 暴走族等への加入

⑧ 登校後の無断外出・無断早退

⑨ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

⑩ その他、学校が教育上指導を必要とする
と判断した行為

(反省指導)

第〇条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省指導、奉仕活動等)

(3) 家庭反省指導(※2)

(反省指導の実施)

第〇条 反省指導は、原則として学校反省とする。ただし、状況によっては家庭反省(※2)を行う場合がある。

2 学校反省は登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

(1) 反省指導期間中にある定期考査等は別室で受験する。

(2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第〇条 別室反省指導の期間は、概ね3日から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

～ 略 ～

【注(※)は高等学校、特別支援学校高等部のみ】

(なお、※2については、小中学校及び特別支援学校小学部・中学部において、週休日及び休日を活用して実施することができる。)

問題行動に係る事実確認票（例）

記入年月日 平成 年 月 日

学 科	学 年	組	氏 名 (ふりがな)	担任氏名
科	年	組		

1 問題行動（*行った問題行動の後に○印をつけること。）

①	喫煙	⑦	不健全娯楽
②	暴力行為	対 教 師	⑧ 薬物等乱用
		生 徒 間	⑨ 金品強要
		対 人	⑩ 家出
	器物損壊	⑪	定期券等不正使用
③	交通違反	⑫	性に関する問題行動
④	窃盗・万引	⑬	無断免許取得
⑤	飲酒	⑭	上記以外の校則違反()
⑥	カンニング	⑮	その他()

2 確認事項（共通）

発 生 日 時	平成 年 月 日 () 時 分～
発 生 場 所	(例 本館3階男子トイレ)
	地 図 (詳しく)
*同席していた者に★印をつけること。	
状 況	いつ (いつから)
	だれと
	何 (誰) を
	なぜ
	どのように
	その他 (詳しく)
誰から, どのような指導を受けたか。	

3 確認事項（問題行動別）

①喫煙	きっかけは	煙草代はどのようにしているか
	保護者は知っているか	どこで購入しているか
	1日の喫煙本数は (約 本)	どこで吸うことが多いか
②暴力行為	初めてか ()	
③交通違反	違反であることを知っていたか	保護者は知っていたか
	所有免許証の種類	免許証取得年月日
④窃盗・万引	何度目か	所持金はいくらあったか
	計画的であったか	犯罪であることを知っていたか
	窃盗物はどうしたか	自分の意思か
⑤飲酒	きっかけは	酒代はどのようにしているか
	保護者は知っているか	どこでどのようにして購入しているか
	頻度, 量はどれくらいか	どこで飲むことが多いか

⑥カンニング	初めてか	計画的であったか
	一人で行ったか	何回目か
⑦不健全娯楽	きっかけは	娯楽費はどこから出していたか
	保護者は知っているか	何回程度行ったか
⑧薬物等乱用	どこで入手使用したのか	誰から入手したか
	薬害について知っているか	代金はどうしていたか
	どれくらい使用していたか	犯罪であることを知っていたか
	知っている者はいたか	体調に変化はあるか
⑨金品強要	金額は合計で約何円か (約 円)	自分の意思か
⑩家出	所持金はいくらあったか	知っている者はいたか
⑪定期券等 不正使用	購入年月日 (平成 年 月 日)	期限切れ年月日 (平成 年 月 日)
	不正使用区間 ～	購入代金はあったのか
	知っている者はいたか	犯罪であることを知っていたか
⑫性に関する 問題行動	きっかけは	保護者は知っているか
	体調に変化はあるか	被害を受けたことはあるか
⑬無断免許 取得	免許の種類	取得年月日 平成 年 月 日
	取得費用はどうか	どこで取得したか
	車両は持っているか	いつ使用しているか
	「三ない運動」を知っているか	保護者は知っているか
⑭上記以外の 校則違反	校則があることを知っていたか	何回目か

4 現在の気持ちと今後の決意等

現在の気持ち 【誰にどのような迷惑をかけたと思うか】	
今後の決意 【今後どうしていきたいか】	
謝罪の意思 【誰にどのような気持ちを伝えたいか】	

5 これまでの特別な指導について

これまでにどのような指導を受けたか。	年時		年時	
	年時		年時	

生徒指導部 記入欄	事実確認者	時間	場所	備考
		: ~ :		

※ この確認票は、問題行動を網羅して示しているが、各学校においては問題行動別に確認票を作成して活用するなどの工夫も考えられる。